

査、鈴木広主事、鈴木健一、小林源重の指導主事)があつた。

第5節 教育広報

1 広報活動の基本方針

「地方教育行政の組織運営に関する法律」第23条第18項の「所掌事務に係る広報に関すること」により、広報の重要性にかんがみて、国および県の文教施策を正確かつ敏速に広報して、教育に対する県民の理解と協力を得て、本県教育の振興と発展をはかる。

2 広報事項

- ① 国および県の文教施策で広く県民に周知徹底を必要とする事項。
- ② 文教行政における国の法令、県の条例、規則などで周知徹底を必要とする事項。
- ③ 教育の内容方法の、刷新改善に必要な資料
- ④ 教育行政の諸問題で、誤解されやすい問題、無関心な問題を正しく周知させる事項。
- ⑤ 教育行政の円滑な推進上必要と認められる事項。

3 広報手段

- ① 上記の目的を達成するために、39年度に引き続き「教育月報」「教育時報」「福島県教育委員会努力目標」「教育年報」「教育要覧」を編集配布した。
- ② 知事部局と緊密な連けいのもとに、ラジオ・テレビ・有線放送・県政映画・県政新聞・広報資料等を積極的に利用し、広報活動を行なった。
- ③ 文部省発行の「文部広報」「広報資料」「教育委員会月報」の配布普及をはかり、文教施設の普及徹底をはかった。
- ④ 福島県町村会事務局と連絡を密にして、各市町村当局を対象とした広報誌「福島自治」の編集委員に参画して県教委の文教施策の普及徹底をはかった。

4 広報委員

昭和40年度の広報体制の強化をはかるため、各課室に広報委員を委嘱し広報委員会を構成し、事務局一体となって広報活動を推進した。

総務部 堀保貞、古山直一、福井淳夫
財務課 加藤隆弘
福利課 佐藤昭勝、大塚保
学務課 古閑順世、六角宏
指導課 佐藤貞子、吉田為明
社会教育課 神野藤忠吉
保健体育課 小柴登志男

5 「教育月報」の編集発行

① 広報対象

小中高等学校・県立盲ろう学校・県立養護学校
市町村教育委員会

市町村長

公民館

知事部局各課・県議会議員・報道機関

② 編集要領

年12回 1部24ページ、毎回2,100部印刷

③ 40年度の特集項目

- 4月号 事務局機構の改革
- 5月号 学力向上
- 6月号 へき地教育の振興
- 7月号 学校事故
- 8月号 広報と広聴
- 9月号 科学技術教育、産業教育
- 10月号 スポーツの振興
- 11月号 教育、文化の振興
- 12月号 教職員の福利厚生
- 1月号 へき地教育振興に関する入選論文
- 2月号 県勢振興計画「文教部門計画」
- 3月号 昭和41年度の教育行政

6 「教育時報」の編集発行

① 広報対象

小中高校教職員、県立盲ろう学校教職員

県立養護学校職員

市町村教育委員会教育長、事務局職員

知事部局関係各課、県議会文教委員、報道機関

② 編集要領

年間56ページの枠内で重点的に集中広報を行ない毎回20,000部印刷した。

③ 40年度の主な広報内容

52号 (40. 5. 6)

- ・教育長、市町村教委総会で行政方針を披瀝
- ・教職員の選挙運動は禁止
- ・「教師の義務」とは何か
- ・大学入学資格検定の規程改正について

53号 (40. 6. 3)

- ・教育長、市町村長に協力を要望
- ・教科書採択は適正公正に
- ・臨時免許状失効は当然教員の身分を失う
- ・ILO87号条約関係国内法の改正点
- ・昭和40年度小中高等学校教育課程福島県研究集会実施要項
- ・昭和40年度全国小中学校学力調査実施要項

54号 (40. 6. 29)

- ・夏期休業中における児童、生徒の指導および学校の管理について
- ・40年度全国小中学校学力調査の実施状況
- ・望まれる学校防火意識の高揚
- ・40年度夏季免許法認定講習実施要項
- ・仙台高裁白川、田巻両教諭の決定を取消す
- ・高校教員資格試験について
- ・夏休みの法律問題、教職員の勤務について

号外 (40. 10. 1)

- ・一斉休暇闘争は違法